

平成 28 年 第 6 回

# 氷川町議会 12 月臨時会会議録

開会 平成 28 年 12 月 26 日

氷 川 町 議 会

## 平成28年第6回氷川町議会臨時会会期及び日程

日	曜日	会議区分	日程
26日	月	本会議	開会 提案理由説明 質疑 討論 採決 閉会



# 平成28年第6回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年12月26日

午前10時04分開会

於 議 場

## 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第46号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について  
日程第 5 同意第 2号 氷川町監査委員の選任について  
追加日程第1 発議第14号 氷川町議会広報調査特別委員会条例の制定について  
日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 河 口 涼 一  | 2番 清 田 一 敏  |
| 3番 長 尾 憲二郎  | 4番 上 田 俊 孝  |
| 5番 江 寄 悟    | 6番 三 浦 賢 治  |
| 7番 松 田 達 之  | 8番 片 山 裕 治  |
| 9番 米 村 洋    | 10番 笠 原 良 一 |
| 11番 上 田 健 一 | 12番 永 田 義 昭 |

## 3. 欠席議員はなし

## 4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

## 5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸

農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長補佐	山本昭義
農業委員会事務局長	星田達也	監査委員	本田孝志

開会 午前10時04分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第6回氷川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山裕治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、米村洋君、10番、笠原良一君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（片山裕治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（片山裕治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納現金検査並びに定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成28年12月22日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

-----○-----

#### 日程第4 議案第46号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（片山裕治君） 日程第4、議案第46号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

本日は、平成28年第6回氷川町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には年末の大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

熊本地震発生から9カ月目を迎えております。いまだに余震が続いておりまして、予断を許さない状況が続いているというふうに認識をいたしております。町内の復旧事業につきましても暫時実施をいたしております。被災住宅解体の受け皿となります仮置き場につきましても、先週の土曜日、12月24日に引き渡しを受けまして、今日からすでに搬入が始まっております。年明けからこの解体作業も加速化するものというふうに期待を寄せているところであります。

また、一部損壊家屋への支援も各自治体でいろんな形で始まっております。本町のように補助事業による直接支援というのは少ないようでございまして、私どもこの一部損壊への補助事業いち早く取り組んだということは、高く評価をされているというふうに認識をいたしております。このことは、議会の皆さま方のご理解とご協力のお蔭でありまして、本当にありがたく思っているところであります。今後とも、復旧・復興に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。議員各位にもまた側面的にあるいはいろんな面でご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案をいたしております議案は、補正予算1件と同意1件でございまして、議案第46号につきましては、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）でございまして、歳入歳出それぞれ1,009万5,000円を追加をし、総額をそれぞれ91億1,887万8,000円とするものでございまして、その内容は、農業振興費でございまして、担い手確保・経営強化支援事業に対しまして、追加補助の内示がございましたので予算化をするものでございまして、どうぞ、よろしくご審議のうえ、円満なるご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（片山裕治君）** これから、議案第46号の詳細説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（森田寿也君）** それでは、議案第46号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げたいと思います。

平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるとでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万5,000円を追加し、総額の歳入

歳出それぞれ9億1,887万8,000円とする補正予算でございます。

まず、歳入の部より6ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節の農業費補助金の1,009万5,000円につきましては、国の補助事業で熊本県を通じて各市町村を經由し取り組む経営体へ2分の1以内の補助をするものでございます。事業名を「担い手確保・経営強化支援事業」と言います。主な内容といたしましては、人・農地プランが作成されており、農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減など、経営発展に関する目標を設定し、目標達成に取り組む担い手へ支援する事業で、農業機械や施設等の取得等でございます。当町よりも取り組みへ申請していました事業が採択されましたので、補助率は2分の1以内で補正を計上するものでございます。

続きまして、歳出の7ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金の1,009万5,000円につきましては、先ほど歳入で内容を説明申し上げましたが、担い手確保・経営強化支援事業、国の補助事業で県を通じ市町村を經由し、当町で取り組む3経営体（酪農農家3戸）の農業機械2台、施設（耐候性ハウス）1棟の導入することに対しまして採択されたもので、担い手確保・経営強化支援事業補助金といたしまして、補正を計上するものでございます。

以上で、議案第46号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

**○議長（片山裕治君）** 説明が終わりました。これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

**○議長（片山裕治君）** これから、議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（片山裕治君）** 起立全員です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第5 同意第2号 氷川町監査委員の選任について**



○議長（片山裕治君） 日程第5、同意第2号、氷川町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、上田健一君の除斥を求めます。

[上田健一議員、退場]

○議長（片山裕治君） 同意第2号の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第2号、氷川町監査委員の選任について。

次の者を氷川町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町網道282番地7

氏名 上田健一

生年月日 昭和21年1月23日生まれでございます。

監査委員の任命につきまして、議会選出の監査委員でありました上田俊孝議員より辞任の申し出がございまして承認をいたしましたので、後任につきまして選任を求めるものでございます。上田氏につきましては、皆様ご承知のとおり長年議会議員としてご活躍をいただいております。12月議会までは副議長の要職も歴任されております。町行政への造詣も深く、氷川町の健全財政を堅持すべき体制作りの監査役として適任と思っておりますので、選任同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（片山裕治君） 同意第2号について、質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

上田健一君の除斥を解きます。

[上田健一議員、入場]

○議長（片山裕治君） 上田健一君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたので、お知らせします。

-----○-----

○9番(米村 洋君) 議長。

○議長(片山裕治君) 米村洋君。

○9番(米村 洋君) 動議をお願いします。

○議長(片山裕治君) ただいま、米村洋君から氷川町議会広報調査特別委員会条例の制定についての動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(片山裕治君) 異議なしと認めます。

発議第14号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時27分

-----○-----

#### 追加日程第1 発議第14号 氷川町議会広報調査特別委員会条例の制定について

○議長(片山裕治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、発議第14号、氷川町議会広報調査特別委員会条例の制定についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番(米村 洋君) 発議第14号、平成28年12月26日、氷川町議会議長、片山裕治殿。提出者、米村洋。氷川町議会広報調査特別委員会条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

氷川町議会広報調査特別委員会条例。

(委員会の設置) 第1条 氷川町議会に、議会広報調査特別委員会を置く。

(議会広報の発行) 第2条 委員会は、氷川町議会の審議並びに活動状況を住民に周知し、住民の行政及び議会に対する理解を深め、住民の意識を行政に反映させるため、議会広報「清流ひかわ」を発行する。第2項、議会広報の発行者は、

議長とする。第3項、議会広報は、毎定例会ごとに発行する。ただし、必要に応じ臨時に発行することができる。

(編集) 第3条 議会広報の編集は、委員会が行う。

(定数) 第4条 委員会の委員の定数は、4人とする。

(委員及び任期) 第5条 委員会の委員は、議員の中から選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長) 第6条 委員会は、委員の中から、委員長及び副委員長各1人を互選するものとする。第2項、委員長は、委員会を代表し、議長と協議し、議会広報の編集事務を総括し、会議の運営にあたる。第3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員長、副委員長及び委員の辞任) 第7条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。第2項、委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(委員の任務) 第8条 委員会の委員は、委員会の定めた方針に基づき、記録、取材及び編集事務にあたる。

(会議) 第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。第2項、委員の定数の半分以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。第3項、委員会の会議は、議会広報の編集方針、記事の内容等について、協議決定する。第4項、議長は、委員会の会議に出席し、助言することができる。第5項、特別委員会の目的を達成するために必要な事項は委員会が、これを定める。

(校正及び議長の承認) 第10条 議会広報の校正は、委員長がこれを行う。第2項、校正を終わったものは、議長に提出し、その承認を得るものとする。

(その他) 第11条 この条例に定めのない事項は、その都度委員会に諮って決定し、議長の承認を得る。

附則、この条例は、平成28年12月26日から施行いたします。

○議長(片山裕治君) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。河口君。

○1番(河口涼一君) 提出者にお尋ねいたしますが、確かこの件については、9月の議会で廃止をしたばかりではなかったかと思うんですが。確か審議の起立があって成立したと思うんですが。これがほぼ3カ月ぐらい経ちまして、今回また新たに同様な条例を制定すると、この変節と言いますか、この理由についてお尋ねしたいと思いますが。

○議長(片山裕治君) 米村洋君。

**○9番（米村 洋君）** 確かに今河口議員が言われたとおりに9月において条例の廃止をいたしました。議会が非常に議会広報のあり方が問われて、議長が中立公平、この条例の中に議長が発行ということを権限を持っているわけですよ。そうして、議長が了解したのかしないのか、よく分からなかった。委員長、そして議会広報が中立公平さを欠いたという大きい要因があります。それに対して、その当時の議会広報委員会は、説明責任をはっきりしない。責任を取らない。だから、廃刊したわけですよ。そして、議会がごたごたして、いろんな対立構造の中に議長が勇退をされて新しい議長になって、そして区長会から非常に要望が強いわけです。議会は何と言われてますか、区長会から。「議会の活動もほとんどしない。議会は無用論である」と。「せめて議会広報でも発行してもらわなければ」というのが区長会の総意です。区長会が全会一致をもって議会広報について採択をしたという結果があります。採択をしましたけど、まだその要望書が議長あてに届いていませんが、議会はそういうことをいち早くキャッチして、それは町民の声ということキャッチして議会広報を発行しなければならないということだという結論に達したわけですよ。以上で、質疑に対しての説明を終わります。

**○議長（片山裕治君）** ほかに質疑ありませんか。清田君。

**○2番（清田一敏君）** 議会広報調査特別委員会を再度設置するという件については、町民の要望等もたくさん聞くわけでございますし、依存はありません。ただ、条例の内容の第4条、委員の定数が4名となっておりますが、私たちが4名でこれまで議会広報誌を編集してきて万全を尽くしたつもりで編集を行ってきたわけでございますが、やっぱり一人一人の考え方とかそういったものも違いますし、三人寄れば文殊の知恵ではございませんが、4人でやりますとやはり4人の考えのもとに編集をされます。それでこの委員の定数、これは、どっちみち委員会報告も掲載しなければいけないわけですので、委員長2名を加えた6名とすることにどうだろうかということで提案をいたしたいと思っております。ぜひご審議願いたいと思っております。

**○9番（米村 洋君）** 提出者に対しての質疑ということでもいいですか。

**○2番（清田一敏君）** はい、提出者に対しての質疑です。

**○議長（片山裕治君）** 米村洋君。

**○9番（米村 洋君）** ただいま清田議員から貴重な意見を賜ったわけでございますが、非常に議員定数が少ない中に、各委員会の定数が制限されているということもあるわけですね。そして、多くなればなるほど、いろんな活発な議論が重ねてなかなか協調性が取れないということもあると思います。だから、その中で、今ここに一つ付け加えたのが、第6条第2項を見ていただければいいと思うんです

が、「委員長は委員会を代表し、議長と協議し」ということを謳っております。それと、第2条の第2項、「議会広報の発行者は、議長とする。」となっておりますから、これにおいて中立公平的な議会発行ということを議長が判断するとなっておりますから、その辺のところをご理解いただきたいなと思っております。いいでしょうか。質疑があったら、この場で言ってください。だから、議会の定数が少ない中に、非常に構成の委員たちが重要な一人一人が指名を果たさなければならないという認識に立っていただければなということで、説明でいいでしょうか。

○2番（清田一敏君） はい、わかりました。

○議長（片山裕治君） 他に質疑はありませんか。江寄君。

○5番（江寄 悟君） 私、賛成者の方に名前を連ねてるんで、この文面をきっちり読む時間がなくて非常に申し訳ありませんけども、発議者の方にここで訂正しとったほうがいいんじゃないかと思ったので出しましたけども、会議の9条の5項目目に「特別委員会」で書いてあるんですね。で、特別委員会（以下「委員会と言う。」というふうに1条で書いてありますので、このところは「特別」を消して「委員会」というふうに訂正をしといたほうが条例として載せるときにいいんじゃないかと思えますんで、そのところの訂正をぜひお願いできればと思いますが。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 江寄議員、あんまりひねくったらだめだということ、君が言っているのもわかるけれど、前者が考えてきた議会広報委員会の条例案を基にやっていることだから、その辺のところちょっと理解してほしいということ。そういうことで特別を削除するなら削除してもいいんだけど、そのところはちょっとだね、前者の人たちが知恵を絞って作った案だから、その辺のところはちょっとあんまりひねくらんようにしたってほしいね。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、発議第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、発議第14号は、原案のとおり

可決されました。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時58分

-----○-----

**○議長（片山裕治君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員の選任については、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 異議なしと認めます。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 異議なしと認めます。

委員長に三浦賢治君、委員に清田一敏君、上田俊孝君、松田達之君を指名します。

ただいま指名しました方を委員にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 異議なしと認めます。

-----○-----

## 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

**○議長（片山裕治君）** 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（片山裕治君）** 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（片山裕治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第6回氷川町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 片 山 裕 治

平成 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

平成 年 月 日 氷川町議会議員 笠 原 良 一